

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

新幹線の通勤定期代

Q：当社は、新幹線で通勤する者に対して、新幹線の定期代金を支給しようと思っておりますが、一般の通勤定期代金と課税上の取扱いが異なるのでしょうか。

A：原則として、一般の通勤定期代金と同様に取り扱われます。

【解説】

通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤用定期乗車券については、一定金額まで非課税とされています。

非課税とされる通勤手当は、その者の通勤について、最も合理的かつ経済的であると認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額であることが必要です。

新幹線の通勤定期代（新幹線料金分）について、かつては通常の通勤の経路及び方法による運賃の額には相当しないと解されていました。しかし、住宅事情や時間重視の傾向からすると、新幹線による通勤も合理的かつ経済的である通常の通勤方法として認めて差し支えない状況になっていると考えられるところから、平成元年4月1日以後支給すべきものから、一般の通勤定期代金と同様に取り扱われることとなりました。

ただし、特定の役員又は使用人のみ新幹線通勤を認めるという場合は、新幹線料金部分は通常の通勤の経路及び方法による運賃の額には該当しません。

